

# 質 疑 応 答 書

業務名 広島市立中央図書館、広島市映像文化ライブラリー及び  
広島市郷土資料館サテライト清掃業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書 2/7 ウ業務時間	開館時間中（午前 10 時から午後 9 時）は、常時 1 名以上従事するものとするがありますが、責任者（副責任者）または作業従事者のいずれか 1 名以上が従事すればよいという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書 5/7 ア現場責任者 イ副現場責任者	②現場責任者は、後述する副現場責任者、作業従事者とは別の者とする。 ②副現場責任者は、後述する作業従事者とは別の者とする。 とありますが、どちらも、兼務配置不可（責任者・副責任者が作業従事者を兼務することは不可）という認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
3	入札金額内 訳書（委託 業務）	記載例のように、物件費の積算の内容に、資機材品目ごとの詳細の記載が必要でしょうか。 ・資機材費一式 ○○円 ・業務管理費一式 ○○円 のように、ある程度まとめた項目記載でよろしいでしょうか。	資機材一式や業務管理費一式というようにある程度まとめて記載しても構いません。

4	別表1 清掃業務 〔作業内容・回数・清掃面積・数量等〕	日常清掃の床の除塵及び拭き掃除を「ロボット掃除機にて実施」としても問題ないでしょうか。 その場合、閉館後の夜間～早朝の時間帯にロボット掃除機をタイマー設定で稼働（使用）することは可能でしょうか。	仕様書2ページに記載のとおり、「日常清掃は、原則として午前7時から午後9時まで」です。施設開館時間前（午前7時から午前10時まで）であれば、清掃ロボットを使用できます。ただし、従業員が誰もいない状態での運転は認めません。なお、実際に使用する機器については発注者に提示し、事前に承諾を得てください。
5	仕様書7/7 6費用の負担区分等	（1）受注者は、業務に必要な限りで従業員控室等の発注者の施設の一部を使用することができるものとする。 とあるが、具体的に使用できるものについて、ご教示ください。 （例：個人ロッカー、事務机、キャビネット、休憩室、資機材置場・倉庫など）	複数の業者が共用で利用する休憩室にロッカー、机・椅子、冷蔵庫、流し台を設置しています。また、掃除用品を収納するロッカーが一つあります。
6	仕様書7/7 6費用の負担区分等	ウ 消毒石鹼液（トイレ手洗用）と有りますが、手指消毒アルコールも含まれている認識で宜しいでしょうか。	手指消毒アルコールが必要な場合は、発注者が経費を負担します。
7	(1) 日常清掃 ク その他 特記事項として	責任者、副責任者、清掃従事者が無償で利用可能な駐車場はございますか。	無償で利用可能な駐車場はありません。

8	(1) 日常清掃 その他 特記事項として	館内いずれかの場所において、洗濯機の設置は可能でしょうか。	洗濯機は設置できません。
9	別表 1 4/6 清掃業務 〔作業内容・回数・清掃面積・	10F 開架閲覧室等の、定期清掃 扉・ガラスドアを拭くについて、数量が㎡になっておりますので、箇所数を確認させていただきますでしょうか。	12 か所です。
10	社会保険料 納入証明書	社会保険料納入証明書（社会保険の加入及び未納がないことについての提出書類③別添 1-2）について、 ・令和 6 年 8 月 23 日発行 対象期間：令和 5 年 1 月分から令和 6 年 3 月分 ・令和 7 年 6 月 25 日発行 対象期間：令和 6 年 4 月分から令和 7 年 3 月分 の提出でよろしいでしょうか。	証明日は競争入札資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものでなければならぬため、不可になります。
11	社会保険料 納入確認 （申請）書	社会保険料納入確認（申請）書（社会保険の加入及び未納がないことについての提出書類③別添 1-3）について、 ・令和 6 年 8 月 23 日発行 対象期間：令和 4 年 4 月分から令和 6 年 3 月分 ・令和 7 年 6 月 27 日発行 対象期間：令和 6 年 4 月分から 7 年 3 月分 の提出でよろしいでしょうか。	証明日は競争入札資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものでなければならぬため、不可になります。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。